令和5年度 砺波地方介護保険組合人事行政の運営等の状況

令和5年度における砺波地方介護保険組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。なお、一部の項目については、令和6年4月1日現在の状況となります。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況と主な増減理由

①部門別(各年4月1日現在)

部門	区分		主な		
<u> </u>		令和6年	令和5年	対前年増減	増減理由
普通会計 (一般行政)	民生(老人福祉施設)	5人	5人	0人	
公営企業等会計	その他(介護保険事業)	12人	12人	0人	
合	計	17人	17人	0人	

⁽注) 職員数は一般職に属する職員数であり、会計年度任用職員は除く

②職種別(各年4月1日現在)

職種	令和6年	令和5年	増減
一般事務関係職	14人	14人	0人
看護師	1人	1人	0人
保健師	2人	2人	0人
栄養士	0人	0人	0人
合 計	17人	17人	0人

③年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)

区分	28 歳	28 ~	32 ~	36 ∼	40 ~	44 ~	48 ~	52 ~	56 ~	60 歳	合計
	未満	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51歳	55 歳	59 歳	以上	一百日
職員数(人)	0	0	1	1	2	3	2	6	2	0	17
構成比(%)	0	0	5.8	5.8	11.8	17.7	11.8	35.3	11.8	0	100

(2) 職員の任免状況

①採用の状況(令和6年4月1日付け採用者)

新規(プロパー職員)の採用 0人

- (注) プロパー職員とは、派遣・出向・契約職員ではない当組合採用の「正職員」
- ②退職の状況(令和6年3月末)

退職者なし

(注)構成市からの派遣職員の退職者は除く。

2 職員の人事評価の状況

平成28年度より実施

3 職員の給与の状況

(1) 人件費(普通会計+公営事業会計)の状況(令和5年度)

歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率(B/A)
15,789,535 千円	565,032 千円	235, 365 千円	1.5%

(注)人件費は、令和5年度中に支給された一般職員の給与・共済費のほか議員等の特別職に 支給された報酬を含む

(2) 職員給与費(普通会計+公営事業会計)の状況(令和5年度)

職員数		1 人当たり			
А	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費(B/A)
17人	71,426 千円	9,768 千円	29,478 千円	110,672 千円	6,510 千円

⁽注) 職員手当には、退職手当を含まない

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齡
一般行政職	348,000 円	402,958 円	48.5歳

(注1)「一般行政職」とは、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職、教育職を除く職員

(注 2) 平均給与月額とは、給料月額に扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外 勤務手当等の諸手当を加えたものの平均月額

(4) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		砺波地方介護保険組合	国	
		初 任 給	初 任 給	
一般	大学卒	196,200円	196,200円	
行政職	高校卒	166,600円	166,600円	

(5) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職 務内容	主事技師	主事技師	主査主任	課長補佐 副主幹 主査	主幹	事務局長 課長 施設長	1
職員数(人)	0	1	5	4	2	2	1 4
構成比(%)	0.0	7.1	35.7	28.6	14.3	14.3	100.0

- (注1)区分は、砺波地方介護保険組合の給与条例の級区分に基づく
- (注2)標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名

(6) 職員手当の状況(普通会計+公営事業会計)

①期末手当・勤勉手当(令和5年度)

砺波地方介護保険組合					E	<u> </u>	
一人当たり平均支給額:1,734千円				_	_		
支給割合	期末	手当	勤勉手当	支給割合	期末	手当	勤勉手当
6月期	1.20	月分	1.00 月分	6 月期	1.20	月分	1.00月分
12 月期	1.25	月分	1.05 月分	12 月期	1.25	月分	1.05月分
計	2.45	月分	2.05 月分	計	2.45	月分	2.05月分
職制上の段階	、職務0	り級等に	よる加算措置	職制上の段階	、職務0	D級等に	よる加算措置
役職加算 管理職加算		役職加算 管理職加算		理職加算			
5%~15% —		5%~20% 10%~25%)%~25%		

②退職手当(令和6年4月1日現在)

石	厉波地方介護保障	険組合		玉	
支給率	自己都合	勧奨・定年	支給率	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	19.6695月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575月分	47.709月分	勤続 35 年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709 月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の	なし	定年前早期退職特例	その他の	なし	定年前早期退職特例
加算措置	40	措置(2~20%加算)	加算措置	な し	措置(2~45%加算)

③時間外勤務手当

令	和 5 年度決算	É	和4年度決算	
支 給 額	支給職員1人当たり年額	人当たり年額 支 給 額 支給職員1人当たり年額		
1,595,070 円	122,698 円	1,533,780 円	117,983 円	

(注) 令和 5 年度支給職員 1 人当たり年額- 令和 5 年度支給額(1,595,070 円)令和 5 年 4 月 1 日職員数(13 人)

④その他の支給手当(令和6年4月1日現在)

区分	 砺波地方介護保険組合の内容及び支給単価	支 給 額	支給職員1人	
		(令和5年度決算)	当たり平均額	
	(1)子			
	①1 人につき 10,000円			
 扶養手当	②満16歳年度始めから満22歳年度末まで	2,160,000 円	308,571 円	
37126 7 -	の間にある子 1 人につき、5,000 円を加算	_, _, _, , , , , , ,		
	(2)子以外の扶養親族			
	1 人につき 6,500 円			
	(1)借家等			
	①家賃 27,000 円以下の場合			
 住居手当	家賃-16,000円	198, 252 円	198,252 円	
	②家賃 27,000 円を超える場合	130, 232 1	100, 202 1	
	((家賃-27,000円)/2)+ 11,000円			
	※最高限度額 28,000円			
	(1)交通機関利用職員			
	6 箇月定期券等の価額による一括支給			
通勤手当	(全額支給限度額 1箇月当たり55,000円)	1,076,700 円	76,907円	
	(2)交通用具使用職員			
	距離段階区分に応じ、2,600円~35,000円			
管理職	管理又は監督の地位にある職員に当該職の	1,953,600円	488,400円	
手 当	区分に応じて、35,700円~66,400円を支給	1,955,000	400,400	
宿日直	宿日直業務を命じられた職員に支給	1 044 200 🖽	261,075 円	
手 当	5,900円/1回	1,044,300 円	201,075 円	
処遇改善	介護業務に従事する職員に支給	420,000 円	84,000円	
手 当	7,000円/月	420,000	04,000円	

⑤特別職の報酬の状況(令和6年4月1日現在)

区分	支給年額	区分	支給年額
理事長	40,000円	議長	30,000円
副理事長	35,000 円	副議長	25,000 円
理事	30,000 円	議員	20,000円
監査委員(識見)	26,000円	監査委員(議員)	14,000円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(令和6年4月1日現在)

勤務時間	8:30~17:15
休憩時間	12:00~13:00

ただし、公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する職員は、上記以外の 勤務時間の割振りとなることがある

(2) 主な休暇の取得状況(令和5年度)

Γ /\	休暇期間等	取得状況		
区分	(1年あたり)	事務局	楽寿荘	
年次有給休暇	20日	平均 12 日	平均 15 日	
夏季特別休暇	5日以内	平均 4.0 日	平均5日	
病気休暇	原則、90日以内	取得者1人	取得者0人	
介護休暇	6月以内	取得者 0 人	取得者0人	
看護休暇	5日以内	取得者4人	取得者 0 人	

5 職員の休業に関する状況

(1) 休業制度の取得状況(令和5年度)

区分	休業期間等	取得者数		
区分	(1年あたり)	事務局	楽寿荘	
育児休業	子が3歳に達するまでの期間	0人	0人	

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(令和5年度)

区分	降任	免 職	休 職	降給	合 計
一般職	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のこと

(2) 懲戒処分の状況(令和5年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	合 計
一般職	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、 公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のこと

7 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況(令和5年度)

免除の事由	承認件数
研修を受ける場合	0件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	0件
その他理事長が特に必要と認める場合	0件

(注)職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務 に専念する義務がありますが(地方公務員法第35条)、合理的な理由がある場合は、限定的 にその免除が認められている

(2) 営利企業等従事許可の状況(令和5年度)

許可の基準	許可件数
次のいずれにも該当しないと認める場合	
①職責の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合	
②職員の勤務する機関と密接な関係にあって、職務の公正な遂行	0件(0人)
に支障を及ぼすおそれがある場合	
③その他公務員として適当でないと認められる場合	

(注)職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない(地方公務員法第38条)とされており、上記の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができる

8 職員の退職管理の状況

(1) 退職者の再就職の状況(令和5年度)

区分	退職者数	再就職者数	構成市	構成市	1 開 2 業	その他
			特別職・再任用・嘱託	出資法人	民間企業	団体
プロパー職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人

- (注1) プロパー職員とは、派遣・出向・契約職員ではない当組合採用の「正職員」
- (注2)退職者数は、課長級以上のみ計上

9 職員の研修の状況(令和5年度研修実績)

(1) 派遣研修

①富山県市町村職員研修機構が主催するもの

研修名称	期間	受講者数
グラフィックレコーディング研修	1日間	1人
タイムマネジメント研修	1日間	1人
新地方公会計制度による財務書類作成研修	2日間	1人
地方公営企業における会計・経理実務研修	2日間	1人
DX研修	1 日間	1人

②砺波地域と市職員研修協議会が主催するもの

研修名称	期間	受講者数
アサーティブコミュニケーション研修	1日間	2人
法制執務研修	1 日間	1人

(2) 楽寿荘主催研修

研修名称	期間	受講者数
「緊急時対応、救急手当講座」	1日間	3人
「火災通報訓練」(総合防災訓練事前研修)	1 日間	3人
「感染対策について」	1日間	3人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況(令和5年度)

①健康管理の状況

主な項目	対象者	人 数
定期健康診断	原則、全職員	5人
人間ドック	指定年齢等の職員	8人

②福利事業の状況

○実施主体 : 砺波地方介護保険組合職員互助会(会員数 12名)

○財 源 : 会員掛金のみ(給料月額×4/1000×12月)

○事業概要 : 給付事業(結婚祝金、弔慰金、見舞金、退会慰労金等)

研修事業(年1回 1泊2日)

※楽寿荘職員互助会において、別途同様の福利事業を会員掛金のみで実施

(2) 共済制度の状況

○実施主体 : 富山県市町村職員共済組合

○財 源 : 組合員(職員)の掛金及び地方公共団体の負担金

○事業概要 :

①短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・けが・出産に対する給付

②長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対する年金又は一時金の給付

③福 祉 事 業・・・組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、

住宅資金の貸付けなど

(3) 公務災害補償制度の状況(令和5年度)

○実施主体 : 地方公務員災害補償基金

○財 源 : 地方公共団体の負担金

○実 績

認定(申請)件数	調査・審査結果	
	公務災害	通勤災害
0 (0)件	0 (0)件	0 (0) 件

11 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求状況(令和5年度)

職員は、給与等の勤務条件に関して公平委員会に当局が措置を講じるよう要求することができるが、措置の要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況(令和5年度)

職員は、懲戒その他のその意に反して不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができるが、不服の申し立てはありませんでした。

(3) 職員の苦情の処理の状況(令和5年度)

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等の人事管理全般に関する苦情を 申出及び相談を公平委員会にすることができるが、苦情の処理はありませんでした。